

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

大阪市立瓜破中学校

I 校内組織

生活サポート（いじめ防止対策・不登校対策・暴力行為防止対策）委員会
＜構成＞

管理職（校長、教頭）、首席、生徒指導主事◎、生活指導部長

各学年主任

養護教諭、教務主任

スクールカウンセラー

II 取り組みの内容

1. いじめ防止対策
2. 不登校対策
3. 暴力行為防止対策
4. 児童虐待対策
5. 別室登校への対応
6. 要追指導対象卒業生への対応

III 要指導対象生徒について

1. 対象生徒の抽出

①「いじめ」事象に伴う、緊急対応の必要な生徒

[いじめの定義]

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

②長期欠席生徒（不登校生徒）

前年度30日以上欠席生徒（1年生は小学6年生時）

1学期20日以上、1・2学期計30日以上欠席生徒

③「いじめ」事案に伴い関係機関との連携の必要な生徒

④上記以外で対象にする必要があると生活サポート委員会が判断した生徒

2. 対象生徒のあつかい

- ①対象生徒については、「職員会議の事例報告」、「生活指導研修会」、「不登校研修会」において、学年生指、担任が個別に登校状況や家庭での生活の様子について報告を行うとともに、生徒指導主事が関係諸機関との連携について情報交換を行い、職員全体の共通理解を図る。
 - ②担任等が家庭訪問した際には、生活実態の把握に努めるとともに、生徒本人と対面し、安否確認を行う。また、その都度「家庭訪問記録」を残す。
 - ③関係機関の利用、スクールカウンセラーの活用等をすすめる。
3. 週に1回程度、定例の情報交換会をもち、対象生徒および登校状況、日々の学校生活・家庭生活の把握に努め、解決を図っていく。

IV 対策計画について

1. 各学期に「いじめアンケート」を実施し、実態と指導後の経過を把握する。
2. 毎年4月、6月、8月、11月、3月にカウンセリング期間を設け、担任と生徒（必要に応じて担任外の教職員も相談に応じる）が相談活動を行い、生徒ひとり一人を理解することによって、様々な問題点の端緒を把握し、その問題の解決に向けて保護者、生徒本人を援助する。
3. カウンセリング期間の前に事前アンケートを実施する。
4. 長期休業期間明けには生徒からの被害調査を実施し、被害の有無を把握するとともに、被害の実態があった場合にはその解決に向けて取り組む。
5. 不登校生徒の家庭訪問の際には個別に家庭訪問記録を作成し、本人・保護者・家庭状況の把握に努める。
6. 小中連携を通じて児童、生徒の状況を把握し、長期的・継続的ないじめの防止に努める。
7. 授業改善をはじめ、学習規律の確立や配慮を要する生徒に対応するため、教員相互の授業参観を実施し、指導力の向上を図る。また、特別活動やキャリア教育を通して自尊感情を高め、人とのつながりを感じる集団育成を行っていくこといじめや不登校の未然防止に努める。
8. 保護者との連携は、いじめ等事案の発生時の初期対応はもとより、日頃から家庭での様子、学校生活についての情報交換を密にする。また、学校ホームページや配布プリントを通して啓発を行う。
9. スクールカウンセリングの効果的な活用を図る。
10. 関係諸機関との連携を図りながら、生活安全教室等を企画・実施する。法令を遵守すること、情報モラルをはじめ、さまざまな規範意識の醸成に取り組む。
11. PDCAサイクルの活用等、取組内容について点検・検証し、常に内容の工夫および改善を行う。
12. 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合の「重大事案」への対処については、速やかに教育委員会・関係諸機関に報告し、連携して調査および対応にあたる。

V 外部機関との連携について

<連携機関>

大阪府平野警察署、大阪市こども相談センター、大阪府中央少年サポートセンター
平野区役所保健福祉課（子育て支援室）、スクールソーシャルワーカー
平野地区少年補導協助手連絡会、生活指導サポートセンター（個別指導教室）
「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」
情報モラル教育を推進している NTT ドコモ、au、ソフトバンク、DeNA 等企業団体
「インターネット・ホットラインセンター」

VI いじめ等発見の際の流れ（指導例）

